

教職員の懲戒処分について

教職員の不祥事案について、当該教職員に対し、次のとおり処分を行いました。

市民の皆様に深くお詫びしますとともに、不祥事の再発防止に向け、より一層、職員の服務規律の確保に努めてまいります。

1 地方公務員法に基づく懲戒処分

事案	処分内容	被処分者	概要	処分根拠
1	免職	市立学校 主事 (29歳)	被処分者は、偽造した診断書5枚を勤務校に提出し、令和2年1月から3月にかけて33日間、10月から12月にかけて37日間の病気休暇を不正に取得した。	地方公務員法第32条及び第33条に違反し、同法第29条第1項第1号、第2号及び第3号に該当
2	減給 10分の1 2月	市立学校 教諭 (27歳)	被処分者は、バスで通勤するものとして届出を行っていたが、令和2年5月上旬から12月中旬まで自家用車で通勤し、通勤手当計78,650円を不正に受給した。	地方公務員法第32条及び第33条に違反し、同法第29条第1項第1号、第2号及び第3号に該当
3	減給 10分の1 2月	市立学校 教諭 (26歳)	被処分者は、バスと電車で通勤するものとして届出を行っていたが、令和2年6月中旬から7月下旬まで及び8月下旬から10月中旬まで自家用車で通勤し、通勤手当計71,790円を不正に受給した。	地方公務員法第32条及び第33条に違反し、同法第29条第1項第1号、第2号及び第3号に該当
4	減給 10分の1 1月	市立学校 教頭 (58歳)	被処分者は、令和2年7月に市教委が行った通勤届の現況調査について、適正に調査を行わないまま、校長には適正に調査をしたと虚偽の報告をしたうえで、市教委に事実と齟齬のある回答を行った。〈事案2・3の関連事案〉	地方公務員法第32条及び第33条に違反し、同法第29条第1項第1号、第2号及び第3号に該当

5	減給 10分の1 2月	市立学校 教諭 (31歳)	被処分者は、平成29年4月から令和2年9月までの間、同僚教職員に対し、不適切な言動を繰り返して同僚教職員に恐怖心や不快感を与え、職場環境を悪化させるパワーハラスメントを行った。また、平成30年7月から令和2年9月までの勤務時間中に計約35時間、スマートフォンでゲームを行った。	地方公務員法第32条、第33条及び第35条に違反し、同法第29条第1項第1号、第2号及び第3号に該当
6	戒告	市立学校 教頭 (51歳)	被処分者は、令和元年度から令和2年度にかけて、複数の所属教職員に対し、不適切な発言や大声による指導を繰り返して所属教職員に恐怖心や不快感を与え、職場環境を悪化させるパワーハラスメントを行った。	地方公務員法第32条及び第33条に違反し、同法第29条第1項第1号、第2号及び第3号に該当

2 服務上の措置

上記事案1に関し、所属長（校長）及び前任校の所属長（校長）に対し文書訓告（管理監督責任）を行った。

上記事案2、3、4に関し、所属長（校長）に対し文書訓告（管理監督責任）を行った。

上記事案5に関し、所属長（校長）及び前所属長（前任の校長）に対し厳重注意（管理監督責任）を行った。

上記事案6に関し、所属長（校長）に対し厳重注意（管理監督責任）を行った。

3 処分日

令和3年2月19日

問い合わせ先	担当課：教育委員会事務局 教職員人事部 教職員人事課 電話：072-228-7438 ファックス：072-228-7890
--------	---